

# 教育民生常任委員会会議録

令和2年6月11日

宮古市議会

## 令和2年6月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(6月11日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	22
付託事件審査(3)	29
付託事件審査(4)	32
付託事件審査(5)	35
付託事件審査(6)	35
付託事件審査(7)	37
付託事件審査(8)	38
付託事件審査(9)	39
付託事件審査(10)	40
閉 会	41

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時  
場 所

令和2年6月11日(木曜日) 午前9時55分  
議事堂 委員会室

---

事 件

[付託事件審査]

- (1) 「気候非常事態宣言」等を求める請願
- (2) 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願
- (3) 宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (4) 財産の取得に関し議決を求めることについて
- (5) 宮古市手数料条例の一部を改正する条例
- (6) 宮古市乳幼児、小中学生、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- (7) 宮古市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (8) 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (9) 宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (10) 宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

紹 介 議 員 田 中 尚 議 員 紹 介 議 員 西 村 昭 二 議 員

紹 介 議 員 木 村 誠 議 員

請 願 者 佐々木 泰 子 君

参 考 人 松 館 恵 美 子 君 参 考 人 滝 澤 肇 君  
市 民 生 活 部 長 エ ネ ル ギ ー 政 策 担 当 部 長

参 考 人 北 館 克 彦 君  
環 境 生 活 課 長

(2)

紹 介 議 員 竹 花 邦 彦 議 員 紹 介 議 員 田 中 尚 議 員

紹 介 議 員 藤 原 光 昭 議 員

請 願 者 岩 手 県 教 職 員 組 合 下 閉 伊 支 部 書 記 長  
菅 原 昭 敬 君

参 考 人 菊 地 俊 二 君 参 考 人 中 屋 保 君  
教 育 部 長 教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 長

参 考 人 小 林 満 君  
学 校 教 育 課 長

(3)

教育部長	菊地俊二君	教育委員会事務局 総務課長	中屋保君
教育委員会事務局 総務課施設係長	藤田和幸君	建築住宅課建築係 技師	村谷英紀君

(4)

教育部長	菊地俊二君	教育委員会事務局 生涯学習課長	田中富士春君
生涯学習課 社会教育係長	里見正人君	市立図書館長	上居勝弘君

(5)

市民生活部長	松舘恵美子君	総合窓口課長	西村泰弘君
総合窓口課 市民窓口係長	吉田真理君		

(6)

市民生活部長	松舘恵美子君	総合窓口課長	西村泰弘君
総合窓口課 医療給付係長	関口八重子君		

(7) (8) (9)

保健福祉部長	伊藤貢君	こども課長	岡崎薫君
保育係長	中西秀彦君		

(10)

保健福祉部長	伊藤貢君	介護保険課長	川原栄司君
いきいきライフ 推進室長	安原智子君		

---

議会事務局出席者

局	長	下島野	悟君	主	査	前川	克寿
---	---	-----	----	---	---	----	----

## 開 会

午前9時55分 開会

○委員長（熊坂伸子君） おはようございます。

定刻より若干早いですけれども、皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

本日の案件は、付託事件審査10件となりますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願いたします。

なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略をいたします。

○

### 付託事件審査（1） 気候非常事態宣言等を求める請願

○20番（田中尚君） おはようございます。

委員長からご紹介ありましたように、本日の請願の紹介議員は全部で4名ですが、落合議員に関しましては、共産党の会派ということもありますので、きょう説明員の席には、私が代表して出席をしているという状況でありますことを、最初にご理解をいただきたいと思っております。

そこで請願の説明に入る前に、皆さん方に訂正のご案内がございます。それはどこかといいますと、具体的な請願要項の中の5番目、この中には、「宮古市民にはもちろん、外の地方自治体を初め」という箇所が見受けられると思っておりますけれども、ここは「外」ではなくて、他人の「他」に訂正をしていただきたいと思っております。そのことを最初にご案内をさせていただきながらですね、本件の請願の内容につきましては、豊富な資料を、請願者でございます佐々木泰子さんのほうから提出をさせていただきいただいておりますので、請願の内容の理解に役立つ説明はですね、佐々木さんの方がする予定になっております。

私からは、請願に至る経緯でありますけれども、ご案内のように佐々木さんは山田町にお住まいの方と伺っておりますけれども、山田町でお1人で気候変動に対処をするために、今、世界的に青年が立ち上がっておると聞いております。佐々木さんにありましては、山田町の中で署名運動に1人で取り組んでですね、非常にそういう行動を通じる中で、ぜひ山田町はもちろんのことを近隣の自治体でも、議会として気候変動、いわば非常事態宣言をですね、やっぱり発してもらう必要があるんじゃないかということで請願の提出に及んだという内容でございます。

私から言うまでもなく、今私たちは、間もなく台風、梅雨、そして秋には台風等々、そういう時期を迎えようとしておりますけれども、皆さんもご案内のようにですね、気象庁の予報が大変、聞いたことはないような予報が日常化しております。つまりそれはどういうことかといいますと、同じ雨が降るにしてもですよ、経験したことがないような命の危険を感じずようなそういうのがもう日常化しているというのは、もう既に私体験済みだろうと思っております。

そこから請願の内容につきましては、全部で5点になるわけでありましてけれども、一つは宮古市は非常事態宣言都市としてですね、必要な宣言をしてほしいと。これが請願の1番目になっておりますし、2番目には、今起きております気候変動のリアルな状況について、市民への啓蒙を図ってほしいというのが二つ目、そして三つ目にはもう既に宮古市も取り組んでいる部分でありますけれども、この4R、リサイクル、リユース等々ですね。もの、資源を大事にして地球に負荷をかけない。使えるものは大切に使うということが、今求められているというような主旨になっておまして。さらには4番目、ここがこれからある意味大事なかなと思って私自身も受けとめておりますけれども、再生可能エネルギーがここで強調されております。しかもパリ協定に従い

まして、2050年までに日本の目標を達成するための地方自治体としての必要なやっばり対応を求めているという、そういう内容になっておりますし、そのためには宮古市としても、それに必要な施策を立ち上げてほしいというのが4番目の請願内容になってございます。5番目はそういったこともありましたように、宮古市に限らず、あるいは当議会に限らず、私たちのそういう考え方と対応を、全国に広げていただきたいというのが請願の内容でございまして、教育民生常任委員の皆さん方のご理解をいただきながら、ぜひ、本案につきましては採択いただきますよう、紹介議員を代表して私から最初のご挨拶をさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 紹介議員からの説明が終わりました。

提出者の佐々木さんからも説明があればお願いいたします。許可いたします。どうぞ。

○請願者（佐々木泰子君） このような場を用意していただけてとても感謝しています。よろしくお願いいたします。

請願者の佐々木泰子です。科学者ではないので、私は具体的な科学的なところから、具体的なことを申し上げられないことをご了承ください。資料は3セット用意してもさせてもらったんですけども、こちらの「気候非常事態宣言等を求める請願の資料」に沿ってお話しさせていただきたいと思っております。それではまいります。

私たちの生活が気候変動により深刻な影響を受けています。近年は猛暑や大規模な水害が毎年のように起こり日本国内だけでも、毎年多くの尊い命が失われています。ことしに入ってから、冬の記録的暖冬を気象庁が異常気象だと発表しました。また、統計開始以来最も早い桜の開花、統計開始以来最も早い真夏日が5月上旬にありましたが、そのような報道も多く、さらにスルメイカ、サンマ、サケ等の海産物の歴史的不漁で受けている影響は深刻なものです。昨年には、台風19号による被害で岩手県では2名の方が亡くなり、避難生活を余儀なくされた住民もあります。さらに県内では、農林水産関係、公共土木施設での大規模な被害もありました。4年前の平成28年にも台風が直撃し、岩泉町、宮古市、久慈市を初め県内に大きな被害をもたらしました。

なぜこのような大規模災害が頻発しているのか。それは地球温暖化が原因であると言われております。そしてそれは日本のみならず世界中で多発しております。森林火災、熱波、干ばつ、洪水、台風、ハリケーンの強大化などです。新型コロナウイルス対策のため、現在大きなストライキは行われていませんが、今、世界中の若者たちがこのままでは自分たちに未来はないと、未来のための金曜日として毎週金曜日に学校休んでまでもストライキに参加し、大人たちに訴えかけています。写真では最近のものをピックアップしましたが、イギリスブリストルでは3万人以上、ドイツハンブルクでは6万人以上が参加しました。

なぜ若者たちがこのような行動を起こしているのか。求めているのは、気候変動対策への具体的なアクションです。昨年、世界中の2,000の市や町、そして150カ国で変動対策を求めるストライキが行われました。昨年の9月20日には世界全世界でグローバル気候マーチが行われ、400万人以上が参加しました。岩手県では盛岡市で行われました。その後11月29日にも行われ、直近では4月24日、ことしの4月24日にオンラインでグローバル気候マーチが行われました。

今は新型コロナウイルスのために大きなストライキは行われていませんが、SNSを通してストライキ活動は続けられています。これはスウェーデンのグレッタ・トゥーンベリさんが起こしたアクションから世界中に広がってきました。2018年、当時15歳のときに、変動対策を求めるため、気候のための学校ストライキと書いたボードをもって、スウェーデンの国会議事堂の前に1人で座り込みを始めたことがきっかけでした。そこから仲間がどんどんふえていき、このような世界中のムーブメントになりました。

グレタさんが大人たちに言っていることはとてもシンプルです。科学者の声に耳を傾けること。30年以上前にはもう気候変動に関する危機的状況が明らかにされていたにもかかわらず、気候科学者はこの何十年もその発言に注目されてきませんでした。昨年グレタさんが国連でしたスピーチは、私たち大人が本当に真剣にこの地球をよいものにしていくために、どんなバトンを未来の子どもたちに渡していくかということを何よりも優先的に真剣に考え、行動に移す必要性をはっきりと伝えていました。そのときのスピーチの一部を読み上げます。「多くの人たちが苦しんでいます。多くの人たちが死んでいます。全ての生態系が破壊されています。私たちは大量絶滅の始まりに言います。それなのにあなたたちが話しているのはお金のことと、経済発展がいつまでも続くというおとぎ話ばかり。恥ずかしくないのでしょうか。30年以上にわたって科学ははっきりと示してきました。それに目を背けてここにやってきて、自分たちはやるべきことをやっているのでしょうか。必要とされている政治や解決策はどこにも見当たりません。」グレタさんが言っていることに、具体的な答えをできるだけの対策が十分にとられていると言えるでしょうか。それは世界の平均気温の上昇と二酸化炭素濃度の増加を見れば、十分な対策がとられているとは明らかに言えない状況です。

気候変動に関する政府間パネル I P C C の第 5 次評価報告書によると、陸と海上を合わせた世界平均地上気温は、1880年から2012年の期間に0.85度上昇しました。最近30年の各10年間は、1850年以降のどの10年間よりも高温を記録しています。また、二酸化炭素濃度も増加し続け、産業革命以来、人間は石油や石炭などの化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出し経済を成長させてきました。その結果、大気中のCO<sub>2</sub>濃度は、産業革命前に比べて40%も増加しました。I P C C では20世紀末頃と比べて有効な温暖化対策をとらなかった場合、21世紀末、2081年から2100年の世界の平均気温は、2.6度から4.8度上昇。厳しい温暖化対策をとった場合でも、0.3度から0.7度上昇する可能性が高くなると伝えていますが、さらに平均海水水位は最大82センチ上昇する可能性が高いと予測されています。

資料には宮古市が1メートルの海面上昇があった場合のシミュレーションの画像を添付しています。こちらになります。中心部だけなんですけども、カラーじゃないとなかなか見づらいと思うんですが、1番最後のページに参照にした4番目のフロードマップネットっていうので検索していただくと、これが見ることができますので、お時間のあるときにぜひ確認してほしいです。

はい。それで、このままでは熱中症による死亡リスクはより高まり、台風は強大化し、洪水や土砂災害が激甚化します。さらに農作物の品質の低下、適地の変化、水温の変化による漁場や漁期の変化など、農林水産業に従事する住民の多いこの地域にとって、大きな課題を抱えることになります。このような未来を次世代に残せるでしょうか。具体的なアクションが早急に必要です。

それでは岩手県ではどのような対策・政策がとられているのでしょうか。昨年11月27日、達増知事が定例記者会見の場で、令和2年度に策定予定の次期岩手県環境基本計画に当該計画期間を超えた目標として2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロを掲げることを発表しました。ことしの4月には変動への適応策の推進を図ることを目的に、令和2年度岩手県気候変動適応策取り組み方針を策定しています。気候変動による影響は岩手県でも既にさまざまな形ではあらわれ始めており、実効性の高い二酸化炭素排出削減の取り組みである緩和と合わせて、気候変動への適応を進めることが必要と述べられています。

さらに、昨年12月20日には、北岩手9市町村、久慈市、二戸市、洋野町、一戸町、軽米町、葛巻町、九戸村、野田村、普代村の長が合同で記者会見を行い、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを宣言しました。そのことが北岩手循環共生圏に取り組んでいるとして新聞に取り上げられました。環境省が全国に向け提唱しているもの

で、地域の特性や資源を活かして自立分散型社会を形成すると同時に、地域間で補完し合うという将来像を描いています。記事の一部を読み上げます。「高度成長期以降の大量生産・大量消費は地球の温暖化や環境破壊、資源枯渇をもたらした。地域経済の視点から見ると穴の空いたバケツで水を汲むように、所得を地域外にもらし地域をやせ細らすという結果を招いた。自然豊かな北岩手が率先して再エネを基軸に経済をとらえ直そうとしているのは当然のように思える。資本や人の東京一極集中を緩やかに逆回転させ、地域に戻していくような流れをつくりたい。現在、新型コロナウイルスの影響で苦境に陥った飲食店や企業を、地元住民が支えようとする動きが広がっている。地域の力をつなぎ合わせながら、足元から経済のあり方を見つめ直す時期が来ているとも言えるだろう。」県北ではこのような具体的なアクションが起こっています。今後はこのような新しい方法で幾らでも生み出せる仕事・雇用があるはずで。

経済視点から見れば、気候変動対策はチャンスでもあります。2030年までに180兆円を気象警報システムやインフラなどに投資すれば、710兆円の恩恵があるという調査結果や、このままだと、今後5年間で気候変動によって107兆円の経済損失が出ることになるが、ビジネスチャンスととらえて投資すれば、228兆円の利益が出るという調査結果もあります。ことしの3月には、気候非常事態宣言を求める請願が県議会で採択されました。そのほかにも金ケ崎町、矢巾町、滝沢市で採択されています。また陸前高田市は、東北SDGs 3大都市サミットとして、宮城県東松島市など五つの市と町と共同で、ことしの1月に宣言を出しています。

全国的に見ると、気候非常事態を宣言している地域がどんどんふえています。昨年9月の長崎県壱岐市の宣言を皮切りに、最近ではことし5月に大阪府の熊取町が宣言をしました。また、6月5日には長野県南箕輪村が宣言を出しました。日本各地2県及び28市町村が、2020年6月5日現在、気候非常事態宣言を出し、喫緊の課題に取り組んでいます。気候非常事態宣言を出すことは、住民の意識が変わることにつながり周囲にも広がっていきます。観測史上例がないほどの気象災害が多発し、実際にその被害と深刻な影響を受けている私たちが声を上げることがとても重要です。人類の存続がかかっている非常事態だとの認識が広がっていくことが、日本の政治や、政治家や、企業に大きな影響を与えることにつながります。そのためには、すぐにでもこの地方から住民一人一人の意識を高めていくことが必要です。気候変動対策への具体的なアクションのため、思い切った行動をとることは、私たちが町の宝と呼ぶその子どもたち、そして未来の世代へのバトンです。

以上で請願の説明を終わらせていただきます。

○委員長（熊坂伸子君） ありがとうございます。

西村議員、木村議員からも補足説明等ございますか。ないですか。

はい、それでは説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 先ほどは詳細な説明ありがとうございます。

先ほど紹介議員の田中さんのほうから話があったんですけども、請願者の佐々木泰子さん、山田町で1人でこの気候変動に取り組んでいるということをお聞きして、非常に敬意を表したいと、まずそういうふうに思っております。特にも、貴重な資料も、添えていただいておりますし、お礼申し上げますとそういうふうに思っております。

この請願については特に異論はございません。賛同したいとそういうふうに思っておりますが、一つだけちょっと参考までにお聞きしたいと思っております。宮古市のほかに他の市町村にこういった同じような請願を提出しているのかどうか。その辺1点お聞きしたいと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） はい、佐々木泰子さん。

○請願者（佐々木泰子君） はい。山田町のほうで、この今の時期に出させていただいています。ですが、一昨日、継続審査になったと連絡を受けました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員よろしいですか。

はい、ほかに質疑のある方。

はい、畠山委員。

○4番（畠山茂君） おはようございます。よろしく申し上げます。

先ほどの説明で、これは世界的な流れだということで、私もそのとおりだと思います。

さっきいったように国あるいは自治体とか、企業だとか、大学もやっているという形で、今の流れとすればこうなのかなというふうに思ったんですけど、ちょっと確認したかったのは、宣言を行うわけですけど、その中で5項目ありまして、一つ目は宣言はよくて、2番目はこれは多分啓発のことをお話していて、3番目は4Rということで、ごみの減量化を進めましょうというお話。4番目は再生エネルギーを推進しましょう。5番目は、それに向けて各組織団体と連携していきましょうという流れと認識するんですけど、本当はいろいろもっとやるべきことはあると思うんですが、まずはこれをやりましょうという趣旨というか、まずこれを重点的にやりましょうという、この項目に絞った理由というか、これは全国的にそうなんだって言えばそうなのかもしれないけど、そこら辺のもし理由というか、わかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木さん。

○請願者（佐々木泰子君） 実はこれをつくり始めたときに、項目が10個ほどになってしまい、もう入れれば入れるほど、もうふえていくっていう状況で、もうそこから削り取っていったっていう流れがあることと、私自身がごみ問題に心を痛めている1人で、何でかっていうと、潮風トレイルが大好きで宮古市のほうもいろいろ歩かせていただいたんですけど、人が余り通らないはずの山の中にごみが落ちている。空き缶だったり、たばこのケースっていうんですかね、入れ物だったりも見ましたし、自然がそういう好きな人が行く場所なのに自然を壊すことをする。もちろん仕事で行く場合もあるんでしょうけど、そういうことが平気でできてしまうところにも、ちょっと問題を感じますし、やっぱりこう歩いていると海岸線に出ることもあるんですね、とってもすばらしい景色なんですけど、足元を見ればその石浜にごみが大量にあるわけですよ。それはもう漁具がほとんどなんですけど、中には韓国語や中国語で書かれたパッケージもありましたし、もう私1人の手で拾えるようなレベルではない。もうそこでやっぱりゴミのことは本当に必要だなと思いますし、私、夫が漁師をしているんですが、毎回海に出るたびに必ず見るゴミっていうのは、1番がごみ袋、浮遊しているのは必ず見るっていう。やっぱり「コンビニがふえたときからこういうごみふえてきたように感じるなあ」、なんてつぶやいていたことがあって、ゴミの発生を防ぐっていうことと合わせていかなければいけないのかなっていうのは本当に、結局自分たちに全部返ってくることでですから、すごく重要だと思って入れました。

あとこのエネルギー対策のことも、二酸化炭素を減らすという部分では本当に大切なことですし、宮古市が、今年度から政策エネルギー化でしたっけか、具体的なエネルギー政策に取り組んでいくっていう姿勢もすごく見えているようだったので、そこは必ず賛同してもらえるなと思って、とても期待していました。

あとやっぱり他市町村との連携っていうところでも、私がお嫁に来て感じたのは、他市町村が近くて遠いというところなんですよね。山田に住んでいるからなのかもしれないですけど、山田は山田、宮古は宮古、大槌は大槌だみたいな感じで、今、車も通ってすごく近くに行けるのに、近くて遠い場所、近くて遠い住民みたいな、もう何かいつの時代っていう感じの価値感が残り続けてしまっているっていうところがすごくもったいな

いなと思ったっていう思いもありました。そういう私をもったいなと思ってた思いに合わせるように、この12月に発表された北岩手の共同宣言、もうすごく、これいいという希望を持った記事だったので載せさせていただいたんですが、そういう五つをチョイスした流れでした。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 請願者の思いはわかりました。今、世の中はパリ協定とか、SDGsがさまざまに、これやると確かにすごいきりがないところで、ここに絞ったということは理解しました。はい。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに、はい橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 私もこの宣言に関する内容については、特に大きな異論はないんですが、今、畠山委員がおっしゃったことに関係すると思うんですけども、取り組んでいく中で、例えば今のお話を聞くと、気候変動だけでなくして、環境問題も非常に大事なことなんだよっていうことを、すごくこう言っておりましたね。

この地域の特性から見て、さまざまなごみの問題とかいったことを考えたときに、むしろ何っていうんすか、気象非常事態プラスその環境っていうのにも、もっとこう何かこう思いがあって、これを調べていく中で私も見て少ないんですけども、環境気候非常事態宣言って、その地域の特性を生かすようなね、何かこう思いも入れた宣言をしている自治体も、まだ少ないんですけども。何か今のお話を聞いて、私やっぱり宮古の環境を守るということも非常にこれ、大事なことの側面も入ってるなって理解したんですが。その辺の環境、当然入っていると思うんですけども、環境に取り組む対策みたいなのも、ごみ問題だけじゃなくて、その辺の思いというのはありますか。こんなのにも取り組めたらいいなっていうふうな、そういう思いはないでしょうか。というのは、要するにこう具体的に、例えばこの2番で市民に対して周知徹底することってあるんですけども、例えばここにもっと環境計画を充実させるんだとか、SDGsの理念をもっとうまく政策なんかに反映させてっていうようなことでの思いも入っているのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいなと思うんです。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木さん。

○請願者（佐々木泰子君） まずこの気候変動っていう言葉も知らないっていう方が本当に多くて、それは署名活動をしている段階で、すごく感じたことなんですけど。温暖化って聞けば、ああって皆さんがうなずくんですが、気候変動って聞くと、みんな何のことっていう感じが本当に多くて、気候変動という言葉がまず周知されていないんだなというところだったので、この話が一般メディアに本当に、毎日のように当たり前のように流れているような状況では全然なくて、まず知らないっていうところなんですよね、皆さんが。その事実を知ってから、いろいろ思いがあれば、SDGsのこととかほかのこともいろいろ調べられる。そこに意識がどんどん向いていくことなんだろうけども、気候変動のことを全く知らない段階で突然SDGsって言われても、何で必要なのかとかわかんないと思うんです。

なので本当に、基本の「き」から始めることが大切かなと思っていて、私のような年代だと、例えばスマホとかで調べれば、ぱっと出てきて、自分の欲しい情報がゲットできるんですけども、もっと高い上の世代の方々が、じゃあどうやってその気候変動に対して知っていきなさいいけないのかなって、どうやったら、どういう機会で見られるのかなと思ったら、もうほとんどテレビか広報とか新聞とかなんですよね。一つの案としては、具体的な案としては、毎月の広報に気候変動のことを載せるとか。そうすれば全世帯の方が見ることになる可能性が高くなるし、そういう本当に細かいところからちょっとずついくしかないのかという印象です。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 気候変動の問題を何らかの形で、やはり共有する場が欲しいということですよ。もちろ

んあとは、小・中学生とかね、教育の場でもそういうのがね、頻繁に共有できる、学習できる場が当然あってしかるべきなのかなって私も思いますんで。いろんなね、具体的な方法はあるかと思いますが、今のお気持ち、この気象非常事態というのは、やはり理解してほしいというのが、前段にあるっていうのは理解いたしました。

それからもう一つですね、4点目の問題。これはご本人聞いたほうがいいのか、市の取り組みのあれになるのか、ちょっとあれなんです。今、先ほどの環境の話の中で、再生エネルギーがどんどん進めていくというのは、私も当然賛同していく中で、自分の中でちょっと二律背反的な思いがあるのは、この太陽エネルギーのメガソーラー開発の場合の、環境破壊っていう問題がクローズアップされるのが最近ちょっと耳にするんですよ。

この辺の一方ではどんどん推進したいんだけど、推進すると同時に山林を破壊して、台風による土砂崩れの問題とかって起きているのが現に宮古市でも昨年、あったんでね。そういったことを踏まえると、その辺のバランスが難しいなあってね、思ったりもするんですよ。その辺とのバランスの違いもね、うまく共有できたらいいのかなっていう、自分の中に思いがあるんですけども。もちろん太陽光エネルギーはどんどん推進していくんだけど、環境を破壊するようなねところに整備してはね、これいろんな影響が出てくるのかなと思ったりもしていたんでね。この辺のバランスのとり方をどう考えていったらいいのかっていうのを、ちょっと懸念はしておりました。もし何かそういうのがあったら。

○委員長（熊坂伸子君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 橋本議員の懸念は全くそのとおりで私も理解をしております。なおかつ県内におきましては、遠野市におきましては、大規模メガソーラーの開発については認めないというふうな条例を制定していると伺っております。

問題は、いわゆる北海道でブラックアウトの事態が生じたように、今この再生可能エネルギーも含めて、一つの向き合い方とすれば、大規模集中型ではなく、やっぱり地域分散型で、そして本当にこの地球環境が維持できて、大事なことは環境維持、保全するだけでなく、そこにやっぱり雇用を生み出していくという取り組みではですね、うちのほうの山本市長が実際にそこをドイツに出向いて勉強しているというふうに理解をしております。橋本議員が指摘なさったようにですね、宮古にもありますよ、区界メガソーラー。あそこは山の地形上ですね、問題になったかならなかったのかという思いはあるんですが、事前に環境アセスメントを実施しております。そういった意味では環境に与える負荷等も問題はないということで、ああいうふうな形になっているものと私は理解しております。

ただ、山の地形によっては例えば山田町の場合だとか、さまざまな問題が懸念されておりますし、国道40号からあそこ津軽石のちょっと奥のあたりですかね、相当山がきれております。ああいう形の太陽光発電パネルの設置というのは今後、適正な規制が必要ではないのかなと。何よりも山林は山林として残していかないと、次の2次災害の原因になっちゃうことにつながりますので、ここはしっかりと、だからといって太陽光発電はだめだよというのではなくて、共生しながら、やっぱり環境に配慮しながらということになりますと、やっぱりキーワードは大規模集中メガソーラーではなくて、分散型になるのではないかと。エネルギー担当部長が出てきておりますので、その辺は後で一つ、当局のほうから説明いただけたらと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 私のね、少し懸念とね、そのバランスの問題だったんで、別にそれを否定してるわけじゃないんでね、この取り組みの仕方もこれから大事になってくるんだろうなという思いで質問させていただきま

した。

あとは教育の問題とかね、そういったものも、SDGs以外にも今、ESDっていう持続可能な教育とかあってね、そういう子どもたちに向けたこの環境教育の場も、どんどん広がっているようでございますので、何かそういうのもね、積極的に取り入れる環境をつくってほしいなという思いで質問いたしました。

以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑。白石委員。

○1番（白石雅一君） まず資料作成、ありがとうございます。

1点お聞きしたいんですけども、今回の請願の三つ目のところ、ここについてですね。

家庭や企業への4Rを徹底することということで、すごく気合が入った文字で書いてあると思うんですけども、これを徹底するためには、結構いろいろ手法として乗り越えていかなきゃいけない部分があると思うんですが、請願の三つ目を宣言した場合、取り組んでいくわけですけども、請願者の方が思い描いている手法というか、どういうふうにやっていったらこの部分が徹底されていくのかなっていうイメージがあれば、お聞きしたいんですけども。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。佐々木さん。

○請願者（佐々木泰子君） 具体的と言われるとちょっと言葉が出てこないんですけど、プラスチック製品をまず買わないっていうことが、生活をしている面ではまず無理です。私、お豆腐大好きなんですけど、昔はお豆腐をタッパーでもって買って買えたところがあったと聞んですけど、私が生まれてからは、そういうのもは全部プラスチックに入ってスーパーにおいてある。自分の生活を維持するために、プラスチックを買わないと維持できないという状況の中で、自分たちがごみを減らして個人ができることってすごく限られてるなという思いが実はあって、本当にもうごみの問題は、もう企業とか本当に関わってくることなんじゃないかなと思ってます。なので、本当に町で、市で、このようなごみのリサイクル方法が、これからは本当に話し合われていかなきゃいけないかなと思うんですけど、具体的なのとちょっとみんなで考えていきたいなという感じです。すみません。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） ありがとうございます。7月からスーパーとかの買い物のビニール袋の有料化とかも始まるのもあるので、間もなくそうなんです。こういった宣言することで、改めて考えるきっかけになるのではないかなとは思っています。請願の趣旨とあと方向性っていうのは、すごく賛同できるものですし、いいものだと感じております。

それで今、橋本委員からの意見もありましたけれども、環境の部分とか。何かこれを読んで思うのは、もっとこうブラッシュアップしていけば、よりいいものができ上がってくるような気もするので、しっかり考えさせていただきたいなと思います。はい、ありがとうございます。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 今日はどうも山田からご苦労さまです。

ちょっと1点だけ、疑問な点がありますので、お伺いしたいと思います。世界では既にね、1,000を超える自治体が、気候非常事態宣言を出していて、日本でもようやくその動きが始まったのかなというところで、大変いいことで、私も異論はなく大賛成です。先ほどグレタさんの話でもあったように、国連は今世紀末にはね、気温が3度も上がるんだという警告を出しておりますし、日本も最近はどうも豪雨が多くて、今年の台風19号

でも被害がたくさん出て、問題は深刻だというふうに思うんです。

小泉環境大臣も、昨年12月にスペインで行われたCOP25に参加して、化石賞をいただきました。これは大変不名誉な賞で、地球温暖化対策に消極的な、後ろ向きな国に対して与えられる賞で、しかも日本は2回ももらっているということなんです。これ地域温暖化対策とかについては、日本はですね、過去においては優等生的なイメージのあったというふうに私は思っていたんですけども、今はもう世界各国からも批判の対象になっているということで、どうして日本はこの気球温暖化対策に対して、消極的なのかね、自分でもよくわかりません。その辺の判断は、どのようにしておりますか。その判断について、お伺いしたい。

○委員長（熊坂伸子君） いいですか、佐々木さん。

○請願者（佐々木泰子君） はい。日本が化石賞2回も受賞したのを私もニュースで見て、ああと思いました。それでもう何でもそんな化石賞を受賞したかっていうことも含めると、このエネルギー政策に対して全くやる気がないような姿勢がもう本当にそのまま見えている感じで、3月に県議会の方で傍聴させていただいたときがあったんですけど、気候変動対策の請願を出していることに意見を述べる議員さんがいて、それがなんて言ってたかといったら、そのエネルギー政策の件でミックスエネルギーがいいっていうふうにおっしゃったんです。ミックスエネルギーということを私そのとき初めて知って、何のことだろうと思ったら、原発と火力と、この二酸化炭素をバンバン出す火力、再生エネルギーもちょこっとやるかなみたいな感じのことだったんですね。

今もう喫緊の課題で、たくさんの方がもう既に死んでいて、被害を受けていて、今のままじゃ未来がないよってということがわかっている状況なのに、それを言ってしまうところももう、何かこれを知ってしまったら、もう対応する以外の何か、対応しない理由がないっていうふうに思ったんですけど、人類がもう滅亡に差しかかって、このまま何もしなければそうなる。子どもたちに未来を残せないってわかっているのに、何もしないっていうところももうそういう、ちょっとどうしてそうなるのかなっていうところの原点というか、ところではあります。

以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 坂本議員のですね、質問に関してのお答えをずばり言いますと、それは国策だからですということになるのではないのかと思っています。佐々木泰子さんのほうから、ミックスエネルギーという発言の紹介がございましたけれどもね。今、国会で問題になっておりますのは、せっきやく再生可能エネルギーで発電をしてもですね、肝心の送電網が空きがないということにね、現実の問題としてぶつかっている課題であります。

○委員長（熊坂伸子君） 田中委員、ちょっとマイクがもうちょっと。

○20番（田中尚君） すいません。結局のところはやっぱり、原発のいわばその送電も確保しているっていうことが周知の事実になっておりますので、そういった意味からしてもですね、やっぱり今後の日本の環境のあり方として、あるいはエネルギーの確保の仕方としてですね、しっかりとここは将来を見据えながら、やっぱりそれが決して障がいではない、なぜ進まないのかっていうことに関しては、なかなか請願者に聞いても、非常に質問とすればタイトな部分があるのかなという思いもしながら、私のほうからも一言、発言をさせていただきます。

以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番(坂本悦夫君) 国策だということであればね、やはりなかなか具体的なことが進んでいかないのも、これは当然かなというふうに思うんです。

ただ、全然やってないわけではないんだというふうに思っておりますけれども、日本は世界エネの、エネルギーに対する技術はね、世界的にはトップクラスであるのでね、むしろそっちのほうに力を発揮して欲しいなというふうに思っておりますし、我々がやるべきことは常に省エネについてはよく考えていくということが、我々に課せられた大切なことだというふうには思っておりますので、温暖化を防ぐために、私たちにできることはやってまいりたいというふうに思います。

○委員長(熊坂伸子君) 坂本委員よろしいですか。

はい、ほかに質疑はございませんか。

加藤委員。

○18番(加藤俊郎君) 佐々木さんありがとうございます。いい提案をしていただいたなと思っております。

橋本委員も、そのほかの宮古市の議会の議員さんも、ハイブリット車に乗っている方もおまして、環境問題への造詣っていうのかな、それは結構深いものがあるんだろうなというふうに思っております。

また、宮古市でも先ほどご承知のとおり、ここに特任部長さんおいでですけれども、自然エネルギーについての宮古市での施策の展開は、他市町村よりは進んでいるのかなというふうに私は感じておるところです。

そこでですね、具体的なお話を伺うんですが、この宣言っていうのかな、佐々木さんのおっしゃりたいことは気候非常事態への認識を深めてもらうっていうことと、それから環境問題への考え方をしっかりと市民の皆さんに持っていただきたいっていうことの2点だと思います。

そこで、求めているのは具体的なアクションですっていうお話がございました。求めているのは具体的なアクションっていうことを、最初に省エネ車に乗ってる方もいますよっていうお話もさせていただきましたし、また宮古市のエネルギー政策についての取り組みも、ほかの自治体よりは私は進んでいるのではないかとのお話もさせていただきました。

そういう中で、宮古市に対して具体的なアクションっていうのはずっとね、お話だとただ宣言するだけじゃだめなんだよっていう趣旨のもとでのお話というふうに伺いましたが、具体的なアクションっていうことは、この中の例えば、他自治体との連携とかということについても、多分宮古市、この宮古広域圏っていうのかな、宮古市、山田、岩泉、田野畑では、議員の皆さん予算書を見てご承知のとおり、毎年、公費2万円計上して、議長さん方の意見交換会をしているはずですし、そういう中で、もしそういうようなテーマでもって話をここでね、こういうような宣言に取り組むべきだということであれば、その辺は各自議長さん方も、無視できる話ではなくなるはずでございますし、いろんなやり方とすればあると思ってるんですが、さらに一步踏み込んだ形で具体的なアクションっていうことを、もしありましたら挙げていただけたらなと思います。

○委員長(熊坂伸子君) よろしいですか。

はい、田中委員。

○20番(田中尚君) 請願書の各項目自体が、私の理解とすればね、具体的なアクションの一つの方向を記載しているのかなというふうに私は理解しております。

その中に橋本議員が指摘したようにですね、やっぱりその環境に対する教育の問題も大事でしょう、そういった意味では、さらにその気候変動だけでなく、環境も追加されたらどうですかっていうことで、この請願書を踏まえてですね、積極的なご指摘もいただいた。

加藤議員の発言は、そのいわば延長線上で、宮古市はむしろ県内で見たらね、やっぱりそう進んでる方だよ、その上でさらに、この請願の中身を加速をさせるような具体的なアクション、取り組みの課題は何ですかというふうな質問に私は聞いているわけでありませうけれども。

まず大事なことはですね、この気候非常事態宣言をすることによって、さまざまなアクションの前提条件、佐々木さんは基本の「き」っていうふうな表現をされておりました。なおかつ目標は、宮古市というプライドを持って、バトンを渡せるようにというようなことに簡潔されておりますように、少なくともリサイクルから始まって、環境での具体化の問題、それから再生可能エネルギーの問題、全国的に見ても非常にウエート低いわけでありませうから、宮古の場合にはそういったことも具体的な課題として、取り組みの課題は示しているのではないのかな。

私、さっき佐々木泰子さんのほうをちょっと見たらですね、ちょっと困ってる顔をしていますので、私が発言しているんですが、これに追加してさらにこの気候非常事態宣言に対応した具体的な取り組みの課題っていうのはですね、10項目に及んだっていう発言もございました。整理して代表的なものに五つっていうことでありますので、だとするならば、そのほかの具体的な課題は何かっていうことになると、SDGs 対応も含めてですね、いろんな問題が出てくるのかな。

でもその中から大事な絞り込みをして、ここでやっぱり十分な成果が期待できるようなね、中身として請願をしているというふうな思っておりますので、ぜひ懸命な加藤議員におかれましては、そういうご理解をいただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） まさに田中紹介議員が指摘したように、10項目ぐらい佐々木さんが挙げた中で、削ぎ落とした形でこういうような5項目に絞って、宣言をしていただきたいという請願を出しましたっていうお話がございました。

その削ぎ落とした部分の中に、もしかしたら具体的なアクションに結びつくようなものはありましたらということでの、実はお尋ねだったんですが。

○委員長（熊坂伸子君） はい、佐々木さん。

○請願者（佐々木泰子君） はい、削ぎ落とした部分を全部覚えてるわけじゃないですけど、やっぱり削ぎ落とした二つ覚えているのが、子どもに対する教育、子どもに対してもっとこう、この地域を大事にしていかなきゃいけないのは何でだろうっていうところをわかってもらいたいっていうところと、あと、うち夫が漁師だと言いましたが、漁師さんのたばこのポイ捨てっていうのも、結構本当によく見る。海に生かされてる、海から育ったものをもって生活ができていて、その漁師さんですらも海にたばこを捨てる、何もかも捨てるような流れが実際あって、そこにも危機感を持ったっていうところもあって、そういう細かいことも書いていたっていうところがあって、このごみの問題にもつながっていくんですけど。

そうですね、はい。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） この請願は非常に私は、取り扱いがすごい悩ましいなと思ってるんです、実は。

ずっときょうのね、教育民生常任委員会のメンバーは、私が最後の発言者になってるんですが、皆さんがこの請願については、この趣旨については、もう大賛成だと、賛同してるっていうような基本でもってのお話を

しているように伺いました。

そういう中で宣言をするっていうのは、どちらに宣言をしてもらいたいというふうに、請願者は考えておられるんですか。宮古市っていうのは、議会に宣言を出してもらいたいという考えてるんですか、それとも宮古市長のほうに宣言を出してもらいたいというふうに考えておりますか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木さん。

○請願者（佐々木泰子君） 宮古市です。宮古市に宣言を出してもらいたいです。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 宮古市っていう意味は、2元代表制のもとでね、市長サイドと議会サイドと二つでもっての宮古市ができてるっていうふうに、大きく言えばですが、理解すべきだと思うんですが。

そういう中で、実はこの12月議会かな、そのときに核廃棄物を持ち込ませないための条例をつくってくださいっていう請願が来ました。そのときに請願は、宮古市長に対してそういう条例をつくってくださいということとを議会で申し入れてくださいという請願でした。

それはできないということから、いろんな紆余曲折を経て、今度、それは大事なことだろうなっていうことで、議会として核廃棄物を持ち込ませない条例を、多分今議会で議員発議を出して、多分そういうふうになっていくと思うんですが。

この件については、佐々木さんが請願したこの件については、どういうふうにするかっていうことが結構難しいんじゃないのかなと思ってお聞きしておりましたが、請願者は宮古市がっていう表現なんです、その辺を捕捉して、田中紹介議員は何かございましたら。

○委員長（熊坂伸子君） 田中議員。

○20番（田中尚君） 加藤議員のご質問とは思えないような質問をいただいているなという思いがしております。それは何かといいますと、まず1番最初に、この請願の趣旨の1番目に、宮古市として気候非常事態宣言を宣言すること。もうここに、今、加藤議員が冒頭でお話をされております教育民生常任委員会のこの間の取り組みの経験も踏まえてですね。質問されてるなっていう受けとめをしておりますけれども、極めてこの請願の内容につきましては、シンプル・イズ・ベストの典型のように、宮古市として非常事態を宣言すること、その宣言によってあとは、施策の部分については当然、執行機関でありますから、宮古市が以下2から5までですね、取り組みを期待しますという中身ですので。

問題が、議会として教育民生常任委員会の場合には、条例を今制定するというやりとりをしていると聞いております。多分加藤議員の頭の中には、この問題を議会として、例えば条例制定するとかですね、そういうことも請願の中にはあるんですかっていう、そういう理解もとの質問と聞いておりますけれども。ここはすぐれて宮古市がそういう宣言をってもらうことによって、その宣言にふさわしいさまざまな施策を展開してほしいという内容になって、そういった意味では、ちっとも悩ましくないのではないのかな。余りにも物を知り過ぎていたためにですね、逆にそれがブレーキになって悩ましくなってるのかなというふうに、私は受けとめております。

よろしくをお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑はございませんか。はい。ほかになければよろしいですか。

ほかになければこれで質疑を終わります。

紹介議員の皆さんと請願者の方は退出を願います。

〔請願者、紹介議員が退席〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、次に、参考人として関係部課長に出席をしていただいておりますので、請願に対する確認事項等がございましたら挙手願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） よろしく願いいたします。

まず、今ほど説明を聞いた中の、具体化の中の1から5あるんですが、その中のまず三番をお聞きしたいと思います。

ごみの減量化の部分なんですが、先ほど白石議員が言ったとおり、7月からごみ袋の有料化が始まるということで、今回6月議会の一般質問はなくなりましたが、旬の課題といえばこの課題かなと思って、私は6月議会一般質問をもしやればしようかなと思っていたのがこの課題で、9月にやるかもしれませんけど。まず旬ですよ、7月から。これに合わせて、やっぱり減量化に取り組むべきだというのが私の考えで、今当局でもその基本計画をもう作ってまして、それへ向けて進めているわけですが、3番のを見ていただいて、まず当局の今やってるよと、もうはねのけるのか。もう少し足りない部分があつて、やっぱりこれは必要だとかいうふうに思っているのか、ちょっとそこの感想をお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） この4Rという部分でございますけれども、先ほど環境基本計画の改定の話をしてたんですが、これまでは3Rなり4Rなりっていう言葉自体は明記されてございませんでした。一般的にそういう取り組みっていうのが出てきているところもありますので、計画の中にはそういう文言を盛り込みたいというふうに、今のところは考えているところでございます。

そして今回4Rという言葉が出てきたんですけれども、これにつきましてはリフューズという言葉が3Rにプラスされているという形でございます。こちらが「拒否をする」というような意味合いで出てきているもので、まさに7月1日から始まりますレジ袋の有料化、「要らないですよ」という、断るっていうそれに通ずる部分はあるかと思いますが、現段階でリデュース、ごみの排出抑制、こちらのほうでそういうレジ袋を断ったりっていうふうな取り組みが含まれている部分でございます。

今回4Rというのが出ましたけれども、ほかにも5Rとか、7Rとかいろいろ細分化すれば出てくる場所もあるようでございます。こちらにつきましては、いい悪いっていうのは、全然ないんですけれども、細分化すればするほどいろんな取り組みが出てきているところはあるようでございますが、国のほうでは以前3R、県のほうでも今のところは3Rっていうことでの取り組みをしているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） そうしますと、この3項目でいえば、取り組みはこれからも必要だという認識でという判断をいたします。ありがとうございます。

次に4番のところもお聞きしたいと思います。ここは再生可能エネルギーを推進するという項目だと思うんですけど、先ほど来お話もあったとおり、昨年ドイツの視察をして、再生可能エネルギーの、シュタットベルケみたいなのを進めていくという、宮古市の方向だと思うんですが。私の認識では再生可能エネルギーというよりは、エネルギー資源を活用して地域内経済をよくしていこうという方が、どっちかという強いのかなという私のイメージなんですけども。

宮古市としては、この4番っていう再生可能エネルギーを推進するという計画だったり考え方、これはどの

ように、端的に言えば、計画を立ててやっていくという、もっと踏み込んでやっていくという方向なのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、滝澤エネルギー政策担当部長。

○エネルギー政策担当部長（滝澤肇君） 私どもが進めようとしておりますのが、環境保全とそれから再生可能エネルギーの導入をうまく協調させながらやっていきたいと思いますという考え方です。これは新しい政策的な概念といえますか、環境エネルギー政策というような概念で進めていきたいというふうに考えておりました。この環境エネルギー政策っていうのは、全国的には余り普及はしていない概念なんですけれども、例えば長野県ですとか、そういったところが環境を大事にしながらも、再生可能エネルギーを導入して、そして経済の再生に繋げていくというような考え方をしていきたいと思いますという政策です。そういった政策概念のもとに、再生可能エネルギー事業を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） そうしますと、今の部長さんのお話ですとこの4番の、限りなく化石燃料から再生可能エネルギーに変えていくんだというこの考え方は、宮古市のこれからの計画とマッチしていると思いますでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） はい、滝澤エネルギー政策担当部長。

○エネルギー政策担当部長（滝澤肇君） はい、我々の考え方と方向性は一致しているというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 最後になりますけれども、今回、宮古市の総合計画の中でもSDGsというのを初めて取り入れて、各項目にそれぞれSDGsとリンクづけをして、いろんな政策目標を立ててやっているということになっているんですけど、そうしますとこの1から5項目で言いますと、これは宮古市にとって有益だというふうに理解をされているのか。そこはどなたが答弁するかあれなんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） はい。SDGsについて、宮古市も取り組んでおりますし、これから出てくる環境基本計画もそういったものを考えつつ作っていくところでございます。1から5については、そういったことを前提に考えているんだとは思いますが、この気候非常事態宣言っていうのは、反対するものではないですけども、自治体によってはやっぱり盛岡市が不採択になったとか、国においてもこの気候非常事態宣言という言葉を使わないというふうに決定しているところでもありますので、こういったところは少し慎重に考えていく必要があるかなとは思っています。

方向性、考え方についてはそのとおり、SDGsに沿っていると思います。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 今の説明でなかなかやっぱりこの文言、中身は理解、方向はいいんですけども、文言含めてやはり自治体、国としてはというお話いただいて、うん、ちょっと悩ましいなと今、思いました。

はい、以上です。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに。

はい橋本委員。

○9番（橋本久夫委員） 今の畠山委員のことにも関連するんですが、そういった意味で私はその環境というものをね、もっとこう前面に出した中で、環境と気候というのをあわせ持った中で宮古市の考え方というのは、

もっと進めていくべきなのかなって思ったんで、そういう気候だけっていうことじゃなく、請願者もおっしゃっていましたが、環境問題が大事なんだよというのがここにつながってくるのかなって私は思ったんで。

それと同時に、さっき課長のほうから4Rのことが出たんですが、私もいろんな政策をする中で、宮古市の取り組みが3Rだけでも、4Rに追加してはどうかということで、いろいろ計画の中でね、こうやってはいいんですが、宮古市は3Rやっている。でも、今の考え方だと、ごみの発生回避については、その概念はもう、もちろん取り組んでいるっていう考え方でよろしいんでしょうか。そこをちょっと確認したいんですが。

○委員長（熊坂伸子君） はい、北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい、現行の環境基本計画の中でも、市民の皆さんにお願いしたいことというところで、レジ袋を断ったりとか、そういうところも出ておりますので、4Rの取り組み自体はやっているということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） はい、リフューズについては、例えば水筒を持ち歩くとか、あとレジ袋を断るとか、マイ箸を持ち歩くとか、そういったことで排出するごみを少なくするっていうのがリフューズとなっていて、3Rの中で宮古市はそういったことにも取り組んでいるということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫委員） それからあと滝澤部長に確認したいんですけども、再生エネルギーの導入に向けての環境エネルギー政策を進めていくんだって、さっき長野県の事例も出して、たしか長野県は各家庭の屋根に太陽光をつけて、そして環境を守りながら政策を進めていくっていうことを推進して、確かに理想的だし宮古でも私もよく質問して、我が家でもやりたいけれども、何か向きが悪いとかあれが悪いとかね、なかなか導入できないね、こう状態の中でそういう新しいシステムができたり、P to Pという考え方の中で、我々もその再生エネルギーをうまく活用できる環境が整ってくれたらいいなって、私も思っていたんですが、話の中で例えば宮古市にほかの発電、この再生エネルギーに関係するような発電を進める計画っていうのは何かあるんですか。

例えば水力があるとか、新たにまた風力とか、そういう現状はいかがですか。というのは私たち、何年前前に風力発電の計画があったときに、現場を見たり、その環境アセスのことでいろいろヒアリングしたりしたんですが、今後宮古市のこの流れとすれば、そういう動きってのはどうなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 滝澤エネルギー政策担当部長。

○エネルギー政策担当部長（滝澤肇君） 風力に関しましては、もう本当に具体的に進んでいるところはございます。かなり大きな風力発電が、川井地区の一部で、開発されているという状況です。それとさまざまなお話も、私どものほうにございます。ございますが、やはり実現性を検討していく中で、立ち消えになったものもございます。我々も、ぜひその再生可能エネルギーを普及していきたいと思っておりますので、さまざまな申し入れに関しまして、お互いにを協調しながら検討を進めていったりしておりますが、なかなか具体的などころまでには至ってはいないというのが状況です。

ただこれから先、例えば洋上風力も含めまして、さまざまな話が進んでいく可能性もあるというふうに認識をしております、できる限り宮古に最もふさわしい再エネの導入について、積極的に進めていきたいというふうに考えておるところです。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫委員） はい、ちょっと外れたかもしれませんが、私も心配しているのは環境を守るためのね、

メガソーラーの問題が、非常に景観とかいろいろな山の荒廃に結びついて、土砂災害が田老地区でありましたけれども、そういったことを少し懸念をするので、いずれそのこういう施策を守るためにも、長野県みたいな政策がもっともっと広がっていけばいいのかなって、個人的には思っておりましたので。そういう意味でちょっと質問させていただきました。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。

白石委員。

○1番（白石雅一君） 1点、先ほど請願者の方にもお聞きしたところで聞きたいんですけども、今回の請願の中で出ているもの全部で五つあるんですが、1、2、4、5は、宮古市が主体で考えられているものじゃないかなと思って見ているんですが、この3番のところだけ市民の方が主体になって、市民の方が徹底してやるよという宣言に、私は取ってですね。これが市民に対する強要になるんじゃないかなと考えてはいるんですが、こういったことを宣言として出すのは、宮古市としては大丈夫なんでしょうか。そこだけちょっと気になるんですけども。

○生活環境課長（北舘克彦君） 宣言として出すかどうかというところは別として、まずこの部分につきましては、やっぱり市民の方の取り組みということで、こちらからお願いする部分があります。ごみの減量化に深くかかわってくる部分なので、ごみの分別辞典の中で、きちんとこういう分け方をしてくださいっていうのと、3Rっていうのがあってこういうものですよっていうような解説は入れ込みつつ、分別辞典を出してですね、皆さんに周知を図っているところであります。

そういうところから、皆さんが気をつけていただけるような取り組みが、市としてはやっていけばいいのかなっていうところです。そういうところで皆さんにお願いしていかなきゃならないのかなって思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。あと市としてできることは、そういったことを周知をお願いしていくってところですよ。ただ今回は市民がこれに取り組むことということなので、ここの捉え方が若干受け手側によっては、宮古市はこれを強制するのかもしれないふうにとらえる方もいるんじゃないかなというふうに思ったので、ちょっとお聞きしました。精査していく部分が、必要んじゃないかなって思っております。

質問は以上です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質問はございませんか。

坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 4なんですけど、私ちょっと聞き逃したかもしれないので、確認の意味でちょっとお伺いをしたいと思いますけど、ここで2050年までに再生可能エネルギーに完全に移行できるよというふうになってはいますが、これは宮古市の計画もこれで進んでいるということだったんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 滝澤エネルギー政策担当部長。

○エネルギー政策担当部長（滝澤肇君） さきほどエネルギー政策をやらんとしている私どもの立場と、方向性が一致しているというふうに申し上げましたが、具体的な数値につきましても全く一致してるという意味でお話ししたものではございません。2050年度に全く100%にするだとか、あるいは排出量ゼロにするとかっていうような状況が、我々の目指しているところと全く一致しているというものではございません。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 今の時点では、具体的な計画はまだ示されないと、こういうことでよろしいんでしょう

か。

○委員長（熊坂伸子君） 滝澤エネルギー政策担当部長。

○エネルギー政策担当部長（滝澤肇君） ただいまエネルギービジョンを策定しております、その中で具体的な指標をお示ししたいというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかにございせんか。

はい。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい、ありがとうございます。

先ほど部長さんが結構大事な話をしたなと思っているんですが、政府間パネル、IPCCの頻発する殺人熱波ってこの資料、先ほどいただいたやつですが、こういった主張をしていることの裏づけとなる、いわゆるエビデンスについては、市のほうではどういうふうに把握していますか。

○委員長（熊坂伸子君） 松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） 例えば、温度が上がっている、海水が上がっているっていう、そういう自然現象については承知しております。そういったことに対して、国もですが、自治体も自然環境を守るために行動していかなければならないっていうのは、そのとおりだと思います。そのためにちいさなところから、例えば4R、3Rに取り組むとか、ごみを縮減するとか、そういったことを宮古市の取り組みとしては、行っているということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 今回の部長のお話は、いわゆる二酸化炭素ゼロベースでもってのやり方をすれば、この環境は守られていくんだっていうお話だと思うんですが、そうではなくて、そういう視点から私が聞いているのではなくて、IPCC政府間パネルでもって、こういうような主張っていうのかな、こうですよっていうようなことが述べられて発表されております。上昇が2度程度でも大変な状況になりますよっていうこととか、今のままの状態で行くと、海面がこれくらい上がってきますよっていうようなお話も出ておりました。

それでこういったことは、主張は主張として、IPCCの主張は主張として、その裏づけとなる根拠となるものがすごい大事だと思ってるんですが、そのことについて市のほうではどういうふうに考えてますかっていうふうにお聞きしているんです。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。IPCCの部分につきましては、こういう第5次の評価報告というのが出てまして、そこの数値を我々も参考にさせていただいて、気温が何度上昇するかというところで、環境に配慮した取り組みをしていかなければならないというところであるんですが、そこを実際に何メートル上昇するかというのは、あくまでも参考値としての捉え方というところでございます。ちょっと我々としても、そこを評価するというのが、それほどの資料を持ち合わせてないというのが事実でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 仕事に重い熱中症にかかる数も、世界中で25万5,000人になるという予測だっていうような指摘もしておりますが、この指摘は指摘として、本当にそうなるのかどうかっていう根拠について、私どもの議会とすれば、どうなのかなって、本当にそうなのかっていう根拠ね、資料があれば、もろ手を挙げてこの気候非常事態宣言、このとおりですよっていうことになるんだろうなと思うんですが、その辺のしっかりした裏づけなしに、全部が全部っていうのは、どうなんだろうなと思ってお尋ねでした。

そういうところがあって、多分国のほうでもとか、いろんなところでも手を挙げて賛成っていうわけではないってところは、その辺かなっていうような私は気がしております、そこをどういうふうに判断するかが、きょうのこの請願のポイントかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかにございませんか。はい、なければこれで質疑を終わります。

参考人は退出をお願いします。

[参考人退出]

○委員長（熊坂伸子君） それではただいまから請願第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、さきほどの議論の中で、まず事務局に確認したいんですけど。

今、我々は放射性廃棄物の条例を制定、一字一句こうやって今やってるんですけど。同時に今回の非常事態宣言、仮にですね可決した場合の流れというのは、先ほど加藤議員のいろいろ話とか、あと田中議員さんとやってきましたけど、宣言というのは、出すのは議員発議でできるのか、それともやっぱり当局側でないといけないのか、そこをちょっと知識不足なので、まずは確認したいんですけど。

○委員長（熊坂伸子君） 討論の前に確認、お答えができますか。

事務局。

○事務局長（下島野悟君） はい。今回の宣言につきましては、宮古市、具体的には宮古市長とか当局側、が宣言するということになります。

条例につきましては、市当局のほかには議会での発議も可能ということで、今回の放射能関係については、議会の発議という流れで進んでおります。

○委員長（熊坂伸子君） 確認は以上でよろしいですか。それでは改めまして。

はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） よく局長、聞こえなかったんですが、この宣言については議会側で宣言、もしこれが採択になった場合には、宣言は議会側ですという流れになるっていう、どうですか。そうではないということですか。

○委員長（熊坂伸子君） はい、下島野事務局長。

○事務局長（下島野悟君） 採択になった場合には、当局側で宣言という流れになろうかと思います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。討論じゃない、今、確認の段階ですがいいですか。はい、何か。

長門委員。

○14番（長門孝則君） この請願が採択されればですね、この請願は議長から市長のほうに送付をして、市長のほうで宣言すると、そういう手順だと思います。そうですがね。

○委員長（熊坂伸子君） 確認は以上でよろしいですか、確認ですか。

はい白石委員。

○1番（白石雅一君） 今回のやつは、この請願について、賛成か反対かということになるではないですか。当局側にこの請願が行った場合、今いろんなお話がありましたけれども、この文言が1字一句、宣言が出される場合は、このとおり出るということですか。

○委員長（熊坂伸子君） 下島野事務局長。

○事務局長（下島野悟君） はい。1字1句そのまま内容が宣言されるということではなくて、当局側で内容についてまた吟味した上で宣言されるものと思います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、確認までは。

はい、それでは改めて請願第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なし。はい。討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。

請願第6号は採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は採択すべきものと決定いたしました。

○

## 付託事件審査（2） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願

○委員長（熊坂伸子君） それでは、次に請願第7号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願を議題といたします。資料、お手元に事前に配布することを許可しておりますので、参考資料の1から3を審査の参考にしてください。

本日は、紹介議員の竹花邦彦議員、藤原光昭議員、田中尚議員及び請願提出者であります、岩手県教職員組合下閉伊支部長の鈴木永輝さんの代理として、下閉伊支部書記長の菅原昭敬さんに出席をしていただいております。よろしく願いいたします。

それでは、紹介議員の竹花邦彦議員より請願の内容について説明を願います。

はい、竹花議員。

○15番（竹花邦彦君） お疲れさまでございました。引き続き、請願について紹介議員を代表して、私のほうから趣旨等について説明をさせていただきたいというふうに思います。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める請願でございます。これにつきましては、委員ご案内のように、毎年提出をさせていただいております。昨年も請願を提出をし、教育民生常任委員会の皆様のご理解をいただき、請願採択をさせていただきました。本年も同様の趣旨でございますが、来年度2021年度の政府予算編成に向けて、同様の請願をいたすものでございますので、そのことをまず、お話をしておきたいというふうに思います。

この請願の趣旨につきましては、これまでもお話をしておりますけれども、子どもたちの豊かな学びを保障するために、計画的な教職員定数改善を推進してほしいということが一つであります。それを進めるために、そのを裏づけとなる財源保障として、義務教育費国庫負担制度、以前は2分の1でございましたが、今は3分の1ということで引き下げられておりますので、この国庫負担を2分の1に復元してほしいという内容のものでございます。

ご案内のように、日本においては、1学級の生徒児童数、あるいは教員1人当たりの生徒児童数はOECD諸国に比べて多いという状況がありますし、教育費における公費負担についても、これまでもこの場でいろいろとお話をしておりますけれども、最下位水準にあると、こういう状況にもございますので、ぜひ毎年、

同様の請願を出しておりますが、なかなか国において、意見書を提出をしてもですね、それが実現に至っていないという状況でございますので、毎年のようにこうして請願を出して、意見書を提出をいただいているところでございます。ぜひともご理解をいただいて、本年も採択をお願いを申し上げたいと思います。

なお、きょう資料も提出をいたしておりますので、もし委員長のご配慮をいただければ、請願者の方からですね、費用等について説明をさせていただく機会をお願い申し上げたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 紹介議員の説明が終わりました。

提出者の菅原さんから説明があればお願いいたします。

○請願者（菅原昭敬君） きょうはありがとうございます。

4月から岩教組下閉伊支部で書記長をしております菅原と申します。よろしく申し上げます。

新年度2カ月余りが経過しましたが、この2カ月で岩手県では現職死亡が3名になりました。2人の方は、入学式のあたり4月初めに具合が悪くなり、その後亡くなられて、最近5月では、朝職員室で具合が悪くなり、そのまま病院に運ばれて、間もなくなくなってしまったということがあります。この現職死亡にかかわって、下閉伊支部でも三つの学校での異動がありました。異動の月日は6月1日付けでございました。

きょうは請願のお願いにまいりましたが、学校現場は過密・長時間労働の場となっていることを皆さんにお伝えし、子どもたちに豊かな学びを保障するため、ぜひとも請願を採択していただきたくお願いに上がりました。

まず資料についてですが、昨今、教育現場は長時間労働であることが、実態として明らかになりました。1日の勤務時間は、1週間の勤務時間38時間45分を平日に割り振ると、7時間45分の勤務になります。参考資料の1をごらんください。文科省の教員勤務実態調査、平成28年度に行ったものですが、10年前、平成18年度にも調査をしておりますが、10年前と比較して勤務時間は増加傾向にあります。資料1の2枚目にありますが、1日当たりの勤務時間の時系列の変化、職種別によりますと平日ですね、小学校では勤務時間の少ない養護教諭で10時間7分、副校長・教頭、これは全国的に教頭って呼んだり副校長と呼んだりしておりますので、副校長・教頭では12時間12分、中学校では養護教諭で10時間18分、副校長・教頭で12時間6分となっております。どの職種においても割り振られた7時45分は超えているということが言えます。コロナウイルスの感染予防で、最近では養護教員の仕事がふえました。消毒や除菌作業、医薬品の詰めかえ、検温、あと体温の高い児童生徒がいれば聞き取り調査、報告の事務がふえました。

参考資料の2ですが、今度はOECD、国際教員指導環境調査というのがありまして、平成20年に第1回、平成25年に第2回調査が実施されてます。日本は第2回調査から参加しています。真ん中の表の3のところでございますが、1週間当たりの勤務時間、日本の場合は53.9時間。参加国の平均は38.3時間、授業に使った時間、日本は17.7時間、参加国の平均は19.3時間。課外活動、スポーツ、中学校でいくと部活動というのをイメージいただければわかりやすいかなと思いますが、日本では7.7時間、参加国平均は2.1時間。一般的な事務業務が日本では5.5時間、参加国の平均は2.9時間になっています。そうすると日本の教員が、教員として本来の業務である授業以外の業務に追われているという傾向があるということがわかると思います。つまり、児童・生徒下校後の業務がふえているということが言えると思います。

具体的に時間割の中で、ちょっと見てみたいと思いますが、参考資料の3になります。これは小学校の時間割で考えていただきたいと思いますが、これは小学校の学習指導要領を参考に作成しました。小学校の高学年

の時間割、6年生の時間割は週29時間って、1番表の右下になっているところのカッコのところ。年間では1015時間ってところなんです、小学校の場合1単位時間、国語なら国語の1時間が45分です。平日は6時間授業です。ただし木曜日だけは5時間授業になります。なぜかという、職員会議や研修ということで、校内研究とかそういう会議に使われているので、木曜日は5時間になっています。平日、6時間授業を想定して考えると、6年生の担任だと4時間半授業していることになります。6時間。平均的な各学校小学校の日課表では、1時間目が大体8時45分に始まり、4時間目が終わるのが大体12時15分くらい。今、3時間目と4時間目の中間ぐらいの時間、5校時1時半から始まり6校時が終わるのは3時30分ごろに終わります。下校の準備をしたりすると、約3時45分ごろには小学校6年生の子どもたちは下校ということになります。勤務時間は残りあと1時間になります。大体4時45分が退勤時刻になりますので、この60分で翌日の教材の準備をしたり、採点したり、あとはいろんな文書・事務仕事をしております。実際これは60分で終わるわけではなくて、多分勤務時間を超えてしまうということが目に見えています。小学校の場合でも季節によっては課外の指導をします。どんな指導かっていうと、例えば水泳の指導、水泳記録会とかありますね。あと2学期になると陸上の指導、陸上記録会に向けた指導。あとおつきい学校とか、全部がこうじゃないんですが、吹奏楽、宮古市内にも3つくらいありますので、吹奏楽の指導とかも行なっております。

このような中で教職員の働き方改革は進んでは来ております。しかし根本的な解決にはなっていないのが現状です。理想はOECDの基準に近づくことですが、そのためには、まず教職員定数の改善。マンパワーですね。次は予算的には教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元することだろうと思っております。つまり、教育にかける予算をふやすことだろうと思えます。ぜひとも教職員定数改善と義務教育費の国庫負担制度を2分の1に還元することを並行して進めて、子どもたちの豊かな学びの保障のために、意見書の提出をよろしく願います。

○委員長（熊坂伸子君） ありがとうございます。

藤原議員、田中議員から補足の説明があればどうぞ。ございませんか。はい。

なければ以上で説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 例年どおりの内容になっておりますので、賛同したいと思っておりますけども、ただ今後も実現するまで、この請願を毎年提出するお考えなのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 菅原さん。

○請願者（菅原昭敬君） 子どもたちの豊かな教育のためには、引き続き取り組んでまいりたいと思えます。よろしく願います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 私も異議ありません。賛成です。

先生方が過密で、仕事が過密だっているのも、よくわかるんですけども。私は一つお願いがあります。それは不登校とかいじめについてなんですけれども、一生懸命取り組む先生もいますし、実際にそうでもない先生がいるんです。今の不登校だった子どもたちが大人になって、今の悩んで苦しんでいる姿を見るとですね、やっぱりいじめによって不登校をして、人生が変えられたというふうに見られてですね、本当に気の毒に思ったりします。ぜひですね不登校といじめについては、一生懸命取り組んでほしいなというふうに思います。

このいじめについてもね、いろいろと仕組みとかが変わって、学校では発見すれば、校長先生を先頭にして組織をつくって取り組むことに法的になっているんだけど、実際問題としてはね、それがなされていないのびっくりします。学校に父兄から呼ばれて、いろいろ話をするんだけど、校長先生がね、知りませんでしたという話が出てきてびっくりするんで、そういうことがあってはなりません。私賛成しますので、ぜひこのいじめ不登校については、一生懸命取り組んでほしい、そのことをお願いして終わります。

○委員長（熊坂伸子君） はい。意見ですね。はい。回答は要らないと思います。

ほかに質疑はございませんか。

はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 昨年出された請願、比較して見ておりました。

変わったところはですね、今、坂本委員が指摘したような貧困、いじめ、不登校っていう語句が出てきたところと、それから、外国語教育実施のための授業時間の調整、前年に苦慮してるっていうような、そういう表現が今度の場合は削除されているっていうところが変わったところで、あと全体的な請願の願意は同じだろうなと思ってございます。文言はね、なんていうことはないとか、大したことないっていうふうには思っています。そういうことを念頭にして、趣旨って書いてある1番上の、「子どもたちの豊かな学びを保障し」っていうところなんですけど、「豊かな」っていうのはここでは漢字で表記されておりますが、中のほうではかなで「ゆたか」って書いてあるんですけど、請願者はどちらを使いたいということなんですか。小さいことです。

○請願者（菅原昭敬君） はい、失礼いたしました。漢字でお願いいたします。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいでしょうか。

はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 去年はかなだったんです、ちなみに。それでどうなんだろうなと。ごめんなさいが小さいことだと思います。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか、なければこれで質疑を終わります。

紹介議員と請願提出者は退出をお願いいたします。

次に参考人として、教育委員会より、関係部課長に出席をしていただいておりますので、請願に関する確認事項などございましたら挙手を願います。ございませんか。

畠山委員。

○5番（畠山茂君） せっかくなんで、ひとつ聞きたいと思います。

趣旨のところは子どもの豊かな学びということだと、教職員の働き方改革だと思うんですけど、先ほどお話があった通り、去年の4月から働き方改革がスタートしまして、教職員の現場も始まったわけですけど、その中では仕事の見直しだったり、部活動の指導の外部化だったり、給食の公会計化だったり、時間管理とかいろいろやっていると思うんですけど、その点は今宮古市の教育委員会は進んでいるというふうな状況なんですか。そこの働き方改革のちょっと、進み具合をお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい、それではお答えいたします。

宮古市教職員の働き方改革につきましては、まず時間管理といたしまして、パソコンもしくはタイムカード等を導入し見える化をしております。また業務にかかわりましては、会議の精選や、部活動時間等の短縮、あ

とはそのガイドラインに沿った運営等を行いながら、基本的には8時を過ぎないように、平日ですね、勤務を指示しているところでございます。

4月5月の状況でございますが、コロナウイルス感染症への予防等、多々さまざまな課題を賜っておりますけれども、現在のところまず基本的にはその時間、勤務時間等については短縮が図られておりますし、業務についてもまず学校としてしっかりと取り組んでいるという状況でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○5番（畠山茂君） それでは、今の話でもう一つちょっと抜けてたのが、公会計化、給食の方は進んでましたか。それともまだ検討中なんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） はい、給食の公会計化でございますけれども、正直言ってまだ具体的な事務が進んでいるという状況ではございません。ただ公会計化を進めていかなければならないということは、こちらの方も承知しておりますので、今年度から着手していいですか、その制度の設計等ちょっと長期にかかる、長期というか数カ年かかる部分もあるようですので、その辺を研究しながら、そこに着手してまいりたいというふうには考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○5番（畠山茂君） ぜひ、確か文科省の方は速やかにという方向だったと思いますので、よろしく願います。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑はございませんか。

加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 働き方改革っていうのかな。改革を打ち出す前から、先生方の部活動の指導は結構負担になってますよっていう指摘があったりして、外部の指導者を導入するっていうことも進めようとしておりました。そういう中で先ほど小林課長は、部活動時間の短縮を図って8時までっていうふうなお話もされました。

それで、この部活動の指導っていうのも、教職員の正式な業務の一環になってるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） お答えいたします。

8時までというのは、全体の勤務そのものを8時までというふうなところ、8時には仕事を終えて帰りましょうというところで、確認をしながら進めているというところでございます。部活動にかかわりましては、まずはもうガイドラインに沿いまして、まず休みをしっかりとる、あとは勤務時間、活動時間を制限するというふうな形で進めております。ただコロナウイルスの関係ですと、4月・5月につきましては基本的にどちらかというと、活動制限もしくは自粛しながら進めておりましたので、そこまで今年度にかかわっては、長くなっていないという状況でございます。また部活動指導員につきましても、現在配置に向けて進めておりますので、間もなく配置になる予定で動いております。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 8時、20時のことですね。

それですと、各学校のスクールバスの最終便というのが、校門の前に待っててそれからスクールバスが自宅にお送りするっていうような形になっていると思うんですが、最終的な発車は何時ごろになっているんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい、小学校、中学校の実態によってまた変わってまいります、現在の6時から7時の間が部活動延長のときには発車される時間になっておりますし、あわせてそれ以前というふうな小学校低学年でいうと、3時から3前半ごろから、中学校の遅い人たちで6時半もしくは7時、これは最大ですが、延長の場合にはそのような形になっております。はい中学校もです。授業が終わってからですので、基本的には5時から7時頃の間というふうな部分で、中学校はまず進んでいるという形になると思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 6時半から7時ごろに発車すると。それで、その間ですね部活している子どももいるし、しない子どももいる。その間の生徒たちの行動に対しての責任っていうのかな、守ってあげるっていうの範囲は、先生方にある、学校にあるっていうふうに理解すべきなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい、学校から子どもたちがお家につくまでが学校管理下内になるかと思っております、管理下内につきましては、学校というよりは、さまざまと責任を持って対応するということになります。

○18番（加藤俊郎君） 8時までというお話もありましたから、そうすると6時半から7時っていうことであればその8時前だから、特別時間的な負担はないというふうに理解してもよろしいわけですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい。基本的には勤務時間は、先ほど組合長さんがおっしゃったように、大体5時ごろになりますので、それ以降8時までの間が結局そのプラスの部分になりますから、負担はないっていうわけではないですけれども、現状の12時とか10時までっていうふうなところの、年間、実数80時間とか、100時間とかっていうふうな残業時間を勤務なされている先生方は、今はかなり少なくなっている、抑えているということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） もう一度確かめますが、スクールバスを待ってる間の時間、子どもたちの通常は5時までで終わりっていうことであって、それを過ぎた時間についても、先生の仕事の範疇だっていうふうに考えてよろしいわけですか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） 8時までっていうのはまず、基本授業が終わって部活がない日はもう早く帰ります。部活動延長になったときに、最大その時間というふうに捉えていただければと思います。基本的には勤務というふうな部分につきましては、その5時、定例の8時間、7時間45分ですね、というふうに捉えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいでしょうか。ほかに質疑は。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） ちょっと1点、確認させてください。

今のいろんな質問で、新たに働き方改革も進みながら、いろいろこう学校でも工夫なさってるっていうことではございますけれども、毎年これ請願出していてもなかなか実現できていない。で、この資料のことで聞いているのかどうかあれなんです、資料の2の中で文科省における検討状況というのも書かれているんですけども、ちょっとしり切れトンボの状況で、具体的に何が課題でこういう取り扱いも進まないのか、今、学校ではそれなりに改善をしていると言いつつも、まだまだ課題が残されているのかっていうのが、文章ちょっ

と途中までしか書かれていないので「長時間勤務の状況を早急に是正することし、年末まで緊急対策を取りまとめて」どうのこうのして、結果どうなった活動がちょっとこう見えないんですが、その現況の課題というのとは何かというのはわかるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） はい、この資料等につきましては、ちょっと見えづらい部分がございますので、課題といたしまして、やはり子どもたちの数がかかなり減ってきております。その中で学校が小規模化されてきて、要は教職員の先生方が減っていくというふうな中で、業務といたしましてはやはり新しい外国語活動、英語の教科化ですとか、そういうプログラミング教育の推進、あとは現在ですとコロナウイルス感染症への予防対策と、やっぱり業務がふえているというふうに、さまざまあるというのは現状でございます。これにつきましては、市としましてもやはり市の非常勤職員さんの配置とか、やっぱりさまざまな、県の加配定数等を活用したりしながら対応はしているのですが、実際勤務時間はどうかといったときには、やっぱりまだ7時間45分というところでは収めていないですし、改善していくところが多々あるのかなと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） そういう意味ではこの請願が採択されることで、その辺も進んでいくっていう考え方にもなるかと思うんですが、いずれそういう取り組みは、今後もうかなり早急にやっつけていかなければならないし、加配のみならず、その正規の職員もやっぱりふやしていかなきゃならないっていう、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 小林学校教育課長。

○学校教育課長（小林満君） 学級数に基づく基礎定数及びさまざま、現在は復興加配というふうな形や、少人数加配というふうな形の加配定数というふうな部分につきましては国で示されて、示された先生方でですね、さまざま対応している状況でございますので、まず定数等がふえると学校のほうにもマンパワーは確かにふえてまいりますので、学校側としては、やはり多くの先生方もしくは人員が欲しいという要望にはお答えにできるのかなというふうには考えております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。  
なければこれで質疑を終わります。参考人は退出をお願いいたします。

〔参考人退出〕

○委員長（熊坂伸子君） それでは、請願第7号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。  
請願第7号は採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、請願第7号は採択すべきものと決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

〔昼食休憩〕

午後0時57分 再開

**付託事件審査（3） 宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて**

○委員長（熊坂伸子君） はい。大丈夫ですか。1時ちょっと前ですけども、始めたいと思います。

はい、休憩前に引き続きまして審査を再開いたします。議案第12号、「宮古市立宮古小学校校舎増改築工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて」を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。すいません1点だけお聞きしたいんですけども、今回のこの議案の中でですね、非常階段の解体によって急斜面が崩落する危険性があるというふうに書いてあってですね、そのために撤去せず、安全対策を施すというふうに書いてあるんですが、この急斜面のこの山肌が崩落する危険性というのは、この安全対策をすることによって完全に防げるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） 今回その撤去する予定であった階段というのがですね、山肌っていうか、山肌に接着しています山の土砂留めといいますか、擁壁っていうか、そういった感じで設置されているものでございまして、建物とアンカーでつながっていた状態でした。

それで建物を解体するときに、その階段部分も合わせて撤去できるかなという当初の予定であったんですけども、想定している山肌のほうに、どっちかっていうと密着しているというような状態でしたので、それを撤去すると、崩落の危険があるということで、撤去するのをやめまして、そちらのほうにその階段を、階段状の形状を、少しコンクリートを足して、緩やかな斜面にして、その上に網をかぶせて、さらに防止対策といいますか安全対策をし、さらに新しくできる校舎、階段棟からの渡り廊下の校舎の方には、そちらの壁のほうに、侵入できないようにフェンスもはって、さらに安全対策を万全にしようというものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、了解いたしました。

今回の対策によって安全がとられるというのであれば、はい、よろしいかなと思います。校舎自体の設計変更には、影響はないということでよろしいですね。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） 校舎自体といいますか、渡り廊下の方、そちらのほうには特に変更ございません。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

長門委員。

○14番（長門孝則君） すいませんちょっと、2、3お聞きしたいです。

この資料の12の2ページですかね、参考資料。5番目、変更内容っていうのがあります。この下の表がありますが、ここの部分をちょっと聞きたいんですが、この表の上の方に鋼管釘、ダウンザホール打ち込みっていうのがありますがね。一式で358万4,000円。技術的なことは私、わからないんですけど、ちょっと素朴な疑問なんですけど。変更増ね、一式358万4,000円というのは、ちょっとわかんないんですよ。通常であれば、358万

4,000円の内訳ね、例えばこれ釘打ちですんで、何カ所に何本、何ミリの鋼管を打ち込むか、そういう数量的な表示があつてよかつたんでないかなと、そう思つてんですけども。そこについてお聞きしたいんですよ。一式ではちょっとね、わかりづらいんで、今言ったように、何ミリの鋼管を打ち込んで、何カ所打ち込む予定で、こういう358万4,000円になっているのか。その辺をね、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） 説明が不足して申しわけございません。

この階段室の杭は、全部で8本、全部で8本打つ予定でございます。はい。そのうちの3本の部分につきまして、転石等がございまして、通常の杭打ちでは入っていかないという部分ございましたので、その3本の部分につきまして、このダウンザホール工法の打ち込みの工法を行つて、杭を打設いたします。残りの部分については、当初の予定どおりの五本につきましては、当初の予定どおりの杭打ちの方法で打設します。

長さ等、ちょっとすいません、杭の長さは8メートルの杭を打つ予定でございまして、こちらの長さについては、変わっていないんですけども、その到達する地盤によって、一部短くなつたりとか、そういう部分もございまして、8メートルの杭を打設するという予定でございまして。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 本当はね一式でなくて、もう少し数量的なものを示してもらえればよかつたのかなと思います。

それから、さっき白石委員のほうからお話がありましたけども、この非常階段で崩落の危険性が高いと、そういうことで金網に変更したという説明ですけども、ちょっと私は事前の調査がね、もう少しちゃんとしておけば、今ごろになって変更する必要もなかつたのではないかなと。そこは急傾斜地に指定されている場所なんですよ。でも、危険だということは一見してわかる場所なんですよ。崩落の危険があるっていうのは、もう一見してわかる場所だったんで。こう今ごろそれに気がついて変更するというのは、どうなのかなと。そういう、私は思いがあるんですけども。

その辺はどうだったんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） ご指摘の部分でございますけれども、既存の校舎から非常階段っていう形で下りていくような形で、設置されていた階段でございました。ですので、どちらかというと建物側のほうに密接してといたしますか、そういった形で設置されたであろうということで、それは建物の撤去に合わせて、その非常階段の部分も撤去できるだろうという当初の予定でございました。

ただ、古い建物でもありますので、当時の施工図っていいですか、でき上がりの図面が詳しいものがなかつたというのも理由にありますけれども、そういう目論みで当初、工事を設計して始めてきたものでございまして、いざ建物を壊してみたら、その既存の校舎の方よりは、どちらかというとその山肌のほうに急傾斜堤といたしますか、崩落を防止する意味合いの方が強いような形での階段であつたというものでございまして、それでやはり撤去するのはやめて、そちらのほうにさらに金網をかけてとか、そういうような形での安全対策に変更したものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 新しい部課長さんにお聞きするのもちょっと恐縮なんですけど、私を感じるのはい、今度は現場精査の結果、変更するという理由なんですけど、通常であれば、事前に地質調査するなり、あるいは岩

盤調査をするなり、そうして始めるわけですが、そういう調査を途中で、しかももうあと1カ月、1カ月の工期が延びたんですがね。今ごろそういう調査をやるっていうのは、どうなのかなあと。

通常、事前調査をやる内容なんです、これは。それをまた今になってね、やるっていうのは、どうなのかなあと。結局はそういう地質調査なり、岩盤調査っていうのは、事前にやんやんなかったということですね。

ちょっと確認の意味でお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） 今回の工事の施工にあわせて、事前の地盤調査等は確に行っておりません。やはり授業等への影響を考慮いたしまして、その事前の地盤調査等を行わないで、過去の工事ですね、あの辺だとプールの工事とかありましたし、また屋内運動場の建設もありました。そのときの地質調査のデータをもとにまず当初の設計を行いました。

その結果、ダウンザホールが、転石が出たりというのは確かにありましたけれども、当初授業等の影響を考慮してという部分で、事前の調査を行わなかったというものです。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） わかりました。今後も校舎の増改築が出てくると思いますので、十分事前調査をちゃんとして、設計をして工事をやっていただきたい。そういうことを申し上げて終わります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに、はい。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 2点ほどお願いします。

12の2の参考資料のところ、今、長門委員からも指摘があった部分なんですが、解体工事をする予定だったのが、急傾斜地に指定されている山肌と接着しており、崩落の危険性が高く高かったために、撤去せずに安定安全対策として立ち入りを禁止するための金網等を設置するものという表現で、撤去せずに安全対策をしたということなんですが、この解体工事をしなくなったにもかかわらず、工事費の減額がないというのはどういうことですか。

工事費の減額は必要なかったのですか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） 確かにこの撤去部分については減となりますので、その分、工事自体、減額となるべきところがございます。ただしほかの部分で、当初予定していただけただけのコンクリート殻の解体、または廃棄数量等が当初思っていたより多かったというのもございまして、その辺を相殺していきますと、結果として、減というふうにより増額というふうになったというものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） やっぱりこれはね、減額は減額としてマイナス計上して、そうしてかかった部分はかかった部分として、増額計上するっていうようなやり方をしないと、こういう書き方だと、いや、なんかおかしいっていうような感じにとらざるをえません。

それともう一つですね、諸経費の内訳も普通だったらね、ある程度大きいところ、大きいところを上げるっていうのは、多分やり方とすれば、説明の仕方なんだろうなと思います。長門委員も説明した点もありますし、今私が話をした撤去工事をしなかった減額の部分とかっていうことについても、もうちょっとねこれはね、疑問・疑義を持たれないような形で説明をするような表をつけて、この委員会にちゃんと理解を得る努力をしないと、やっぱりこれではね、なかなかそうですかかっていうわけには多分普通はいかないんです。

部長どうですか。

○委員長（熊坂伸子君） 教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） はい、いろいろ参考資料の記載の仕方についてご指摘をいただいたところでございます。教育委員会の議案にかかわらず、その他の議案のこの参考資料のつくり方等もあるかと思っております、議員の皆様理解をいただけるような方向で、これを記載できるように、ちょっとその辺については、市の全体にかかわる部分になろうかと思っておりますので、協議をさせていただきたいと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 減額変更っていう、解体工事をしないことによる減額になった金額っていうのはわかりますか。

○委員長（熊坂伸子君） はい、中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） 申し訳ございません。

階段、この部分の減工部分では85万弱でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） それで、85万円弱の減額になって、金網を設置したっていう工事をやって、それで追加になった分から減額した分を引いた金額がこの336万5,000円という意味ですか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会事務局総務課長（中屋保君） はい、その通りでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） やっぱりね、全然工事内容が違うからこれはね、最初からちゃんと説明、わかるように説明しておかないと、なかなかこれは理解得られないと思っておりますので、よろしく願います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第12号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第12号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案可決すべきものと決定いたしました。

それでは、説明員の入れかえがあります。はい。願います。

〔説明員入替〕

---

#### 付託事件審査（４） 財産の取得に関し議決を求めること

○委員長（熊坂伸子君） はい。大丈夫ですか。一時ちょっと前ですけども、始めたいと思っております。

議案第14号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番(白石雅一君) はい、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、この今回の図書館の貸し出し用の移動図書館車ですが、運用日というのはいつを想定していますか。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) はい、運用日でございますが、工期については3月25日、年度末を予定しておりますので、新年度になってからということで考えてございます。

○委員長(熊坂伸子君) 白石委員。

○1番(白石雅一君) 新年度になってからということで、はい、了解いたしました。

それですね、今回あと更新のためというふうにあるんですけども、これは新しく1台ふやして台数がふえた状態でやるのではなくて、入れかえということになるんですか。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) その通り、入れ替えということでございます。

○委員長(熊坂伸子君) 白石委員。

○1番(白石雅一君) はい、入れ替えということなので、現在使っている、その図書館の車両については、どのくらいの走行距離であったり、いつから運用されているのかということと、入れかえ後の古い方の車両の予定というのをお聞かせください。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) 現在使っているなぎさ号の、入れかえとなります。

走行距離については11万3,000キロということになります。

そして新しい車両を入れましたら、古い車両については処分といいますか、車両として使うってことは、なかなかできないかと思います。スクラップなり何なりということで処分ということになるかと思えます。

○委員長(熊坂伸子君) 白石委員、よろしいですか。

はい、橋本委員。

○9番(橋本久夫君) はい。今の古いのはもう使えないというか、という話なんですけど、11万キロはもう古いかどうか別としても、もうこういうのはあれなんですか。例えば中古で出すとか、よく自治体オークションみたいなのに出すっていうパターンも聞くことがあるんですけども、これはもう使えないんですか。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) なぎさ号なんですけれども、例えば水曜日から土曜日まで毎日1日運行してございます。これが通年ということでやっております。

平成16年の導入でございますので、そこから15年以上たっております。そういった状況でエンジンの方も、ちょっと走行時にストップしたという事例もございましたりして、なかなかちょっと使用に耐えないということでございます。使える状態でどこか引き取ってくれところがあれば、それはいいんですけども、なかなか今の状況で、更新せざるをえないというところでございます。

○委員長(熊坂伸子君) 橋本委員。

○9番(橋本久夫君) それから今、なぎさ号の更新ということなんですけど、もう1台ですか、宮古市は2台ですか、3台ですか。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) 全部で3台でございます。移動図書館車については。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 更新するのが大体、2,500冊の収容書籍を入れるものってということなんですが、現状も、そのぐらいの数量のやつが各地域に分かれて移動しているってということによろしいですか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） ほかの2台につきましても、積載の冊数は2,500ということになっております。1台当たり2,500のものを、ほか2台あるということです。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい、了解いたしました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと聞き漏らしたかもわかんないんだけど、対応年数っていうのはあれなんですかね、年数なんですか、それとも走行距離なんですかね。何年ぐらいで更新するようになるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 使用できる限りは走って利用したいとは思いますが、やっぱりキロ数で、毎日キロ数は11万キロ以上走っておりまして、これは毎日運行しているという、宮古地区を巡回して毎日運行してるっていう状態です。平日の水曜日から土曜日まで。そういった使用の状態を見て、実際運行していて、ちょっと不具合が生じたということもございますので、それで更新ということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） この図書館車の利用状況っていうのは、特に変わっていませんか。大体こう毎年、同じような利用者が、特に最近変わったとか、変化があるとかっていうようなことはないですか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 全体の登録者の方ですとか冊数については、大体、同じような数でいっております。令和元年度ですと、個人の方3,531人っていう実績がございます。例年3,500人前後で推移してございます。

変化というところは、移動図書館車のルート全体で申しますと、震災復興で団地ができたとか、そういった場所とか、あと店舗ができて集まりやすくなったところとか、そういった人が集まりやすいところにステーションを置いておくというようなことの変更はございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第14号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第14号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れかえを行いますので少々お待ちください。

〔説明員入替〕

---

○

### 付託事件審査（５） 宮古市手数料条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第５号、宮古市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

畠山委員。

○４番（畠山茂君） よろしく願います。

今回の改正は国の改正だと思うので、そんなに難しくはないと思うんですけど、ただ気になるところは、今国会でマイナンバーカード、給付金のやつでもめてますけど、普及率が大体16%ぐらいということで、宮古市も大体似たようなもんだと思います。私も持ってないんですけど、今回改正でいうと、通知カードが再交付事務で廃止ということで、仮に紛失した場合は、これからの扱いというのはどのようになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、通知カードは機能とすれば、自分のマイナンバーを証明する書類っていう機能があるんですけども、紛失した場合は、今度は再発行もできなくなりますので、もしマイナンバーを証明したい、書類を欲しいという、マイナンバー入りの住民票をとってもらってという形になります。

あとは、1番いいのがマイナンバーカードをつくってもらっているのが1番いいんですけど、そういう形になります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。はい、ほかに質疑はございませんか。

はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第５号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。

議案第５号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案可決すべきものと決定いたしました。

---

○

### 付託事件審査（６） 宮古市乳幼児、小中学生妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第６号いいですか。

宮古市乳幼児、小中学生妊産婦及び重度心身障がい者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○１４番（長門孝則君） この現物給付の拡大、非常にいい事だなと、患者さんには非常に喜ばれるんでないかなと、そういうふうに思っています。

そこで端的にお聞きしたいんですけど、施行日を８月１日にした理由をちょっとお聞かせください。

○委員長（熊坂伸子君） はい、西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい。これは県内統一なんですけれども、医療費の受給者証の更新が8月っていうのは、大体の市町村なので、8月1日が施行日というふうになりました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） これ現物給付を中学生まで拡大したんですけども、それによって国からのペナルティーというのはあるんですか、ちょっとお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 国保の国の療養給付費負担金とか交付金のほうでペナルティーがあるんですけども、年間で約40万円、療養給付費負担金と交付金が減らされるというふうに見込んでいます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 中学生までの医療費の無料、これは県下全市町村がそれぞれ独自にやっているわけですけども、これまでも各市町村で県のほうに、県単事業にしてほしいと要望してるんですけども。県のほうの感触はどうなのかなと、ちょっとそこをお聞かせください。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 機会を捉えて県に要望はしてるんですけども、なかなかいい返事をいただけてないというのが現状です。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） どうなんですか、県のほうは前向きに考えてはいないんですかね。これは今までも例えば市長会とか、あるいは町村会長会だとか、そのほかにそれぞれの市町村で要望していると思うんですけども。市長会とか町村会でも要望してるんですかね、その辺わかりますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 市長会とか町村会では、県とか国に対して、全国一律の子どもの医療費助成制度をつかってほしいっていう要望を出していて、県に対しては市町村要望とか、そういう形で各市町村が要望してるというのが現状だと認識しています。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○1番（白石雅一君） すいません、今ペナルティがあって40万くらい減らされるというお話ありましたが、それについて県のほうから、財源補正だったり何か手当が出てくるという予定はありますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ペナルティに対しては県が2分の1補助するっていう形になっております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第6号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論もないようですので、直ちにお諮りします。

議案第6号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れかえを行います。少々お待ちください。

〔説明員入替〕

---

○

---

**付託事件審査（7） 宮古市特定教育保育施設、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第7号、宮古市特定教育保育施設、及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 前もそうだったんですけども、条文を読めば何とかある程度は少しぐらいはね、わかるんじゃないかと高をくくって読んだんですけどもね、前もそうだったんですけども全くわかんないですね。ですのね、お願いなんですけども、何がどういう、規則がどのように変わったかということを整理をして、あとで教育民生常任委員会の人みんなに配ってほしいなというふうに私は思いました。

ただね、そうは言ってもねと思って、いろいろ読むんですけども、やっぱりわからなかったんだけど、特定教育保育施設等の連携ということがあったので、あのことかなと思ったんです。あのことかなっていうのは、地域型保育事業、家庭的保育等に課せられた連携事項が三つほどあったんですよ。

三つ、一つは集団保育を体験させるために認定こども園とか保育所とも連携をさせようということがまずこれ一つ。あとは、これ家庭的保育等で先生がね、病気をしたりなんかで休まれたときには、変わって面倒見てくださいと、かわって保育をしてくださいということが二つ目。三つ目はここの当該保育、当該家庭的保育を終了したときに、次に、保育を受ける希望があるのであれば、そこの保育所あるいは認定こども園で保育してもらうように、連携の確保はしておきなさいよと。それができないと5年間猶予を与えますと、その間で連携の確保はしてくださいと。それができなければ、この保育事業、この家庭的保育事業については、認可はしないんだという決まりがあった、そういう連携のね、事項が三つほどあったので、そのことかなあって思ったりもしたんですけども。どうなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 少し何がどう変わるかわかりやすく、岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、ご説明いたします。

まず、地域型保育というのから、ちょっと説明させていただきます。市町村長が認めた認可保育施設と考えていただければいいと思います。それには4種類ございまして、まず、先ほど議員がおっしゃられた家庭的保育、これは小人数を対象にきめ細やかな保育をするものとして、1人から5人までの保育ができると。それより大きいのが小規模保育といいまして、6人から19人まで。あと、居宅訪問型保育、これはいわゆるベビーシッターです。最後が事業所内保育という、四つが地域型保育と言われています。その中で、特定とついておりますのは、市町村が認めたということで、市町村が認めてそこには給付、いわゆる運営費なり委託費という形でお金を払いますよという意味で、特定という形がついております。

先ほど言いました連携施設のことなんですけども、特定地域型保育に関しては、ゼロ歳児から2歳児までしか預かれないということになっておりますので、3歳以降の保育に関して等につきまして連携施設を必ずつけなければならないということになっております。

連携施設の役割は先ほど議員おっしゃられたとおり、3歳児以降の受け皿という部分、あとは代替え保育ということで、特定地域型保育において保育士さんが例えば急病とかになった場合に、かわりにその連携施設で保育をかわってやるという部分と、あとは保育内容の支援ということで、いろいろ体験の機会を与えたりするという形で連携するという形になっています。

今回この要件を緩和するというのは、3歳児以降の受け皿の部分でございます。今までですと連携施設のところに行かなければならないような書き方になってたんですけども、保護者の希望とあと地域において体制が整うのであれば、連携施設以外のところに行ってもいいよという要件をつけ加えるという形になっております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 施設以外となると、どういうところですか。私の幼稚園でもいうことになるよね。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、連携していない保育施設、例えば認定こども園でもいいですし、幼稚園でもいいし保育園でもいい。認可しているところであれば、そこに保護者の希望によって行くことができますということになっております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。はい。ほかに。もう一つですか。

はい坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） そうすれば前の決まりは、確保しなさいだったわけだね。そうしなければ認可しないということだったけれども、それはなくなったということでもいいわけだ。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 連携施設を確保することは必要なんですけれども、3歳児以降に連携する施設に自動的に行くようなことではなくて、保護者が選べばほかのところにも行けるよという要件を追加するという形です。ですから連携施設はなければございません。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これより議案第7号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論もないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第7号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

## 付託事件審査（8） 宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第8号、宮古市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） これもさっきと同じく、どういうものがどういうふうに変ったかね、丁寧に説明し

ていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい、ご説明いたします。これも先ほどと内容的には同じなんですけども、もともとの根拠となっている法律が違っておりますので、こういう書き方になっております。

先ほどの特定教育保育施設云々という部分は、内閣府令に基づいてつくった条例でございます。こちらの部分は、地域型保育事業の中で宮古市で行う部分についてさらに細分化して、細かく規定を設けたもので、こちらは厚生省令に基づいてつくってございます。

内容的には先ほどと同じで、家庭的保育をやるに当たって連携施設をつくらなければならない。その連携施設からは、3歳以降にそこに連携していくんだよということになってた要件を、保護者が希望して条件が整っていれば、保護者が希望する連携施設以外の保育施設にも行けるよという要件を追加したものです。

もう一つが、ベビーシッターの部分の保育の提供の部分が載っております。それに関しては、就労要件以外の部分、例えば保護者が疾病いわゆる病気であったり、疲労した場合の一時保育的な要件だと思いますけれども、そういった要件をベビーシッターを使える要件に加えるというものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか坂本委員。

はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） はいわかりました。

それでこれにちょっと関連してね、聞きたいんですけども。今、家庭的保育は二つですよ、市には。この家庭的保育2カ所は連携先をもう確保しているのでしょうか。その期限は5年だから、もうそろそろ5年になるんじゃないですか。まだ大丈夫。はい、お願いします。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 宮古市には家庭的保育事業所2カ所、おっしゃるとおりでございます。運営した当初から、連携施設は設けております。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

はい、なければ、これで質疑を終わります。

これより議案第8号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論もないようですので直ちにお諮りします。

議案第8号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

## 付託事件審査（9） 宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第9号、宮古市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

坂本委員。

○13番(坂本悦夫君) 中核市ですので、盛岡市中核市に入りますよね。中核市は確か20万以上が、そうすると盛岡も入るということです。そうすると盛岡市の行う研修については、宮古市の人たちが行って研修を受けてもいいという、県じゃなくて盛岡市のもいいということになるんですか。

○委員長(熊坂伸子君) 岡崎こども課長。

○こども課長(岡崎薫君) はい、そのとおりでございます。

○委員長(熊坂伸子君) よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第9号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊坂伸子君) 討論もないようですので、直ちにお諮りします。

議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊坂伸子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入れかえを行いますので少々お待ちください。

〔説明員入替〕

○

#### 付託事件審査(10) 宮古市介護保険条例の一部を改正する条例

○委員長(熊坂伸子君) 次に、議案第10号、宮古市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。よろしいですか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第10号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊坂伸子君) はい。討論もないようですので直ちにお諮りします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊坂伸子君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員は退出を願います。

〔説明員退出〕

○委員長(熊坂伸子君) 以上で、当委員会に付託されました請願及び、議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。6月18日の本会議における請願第6号及び第7号、議案第5号から第10号、議案第12号及び第14号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊坂伸子君) 異議なしと認めます。

なお、請願第7号が本会議で採択された場合の意見書案につきましては、本定例会議中に委員の間で協議を

したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。それでは、意見書についてはそのように取り扱うことといたします。

以上で予定していた審査を全て終了いたしました。

その他に移ります。委員の皆さんから何かございますか。なし。事務局から何かございますか、ありませんか。はい。なければ、本日はこれをもちまして教育民生常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午後1時49分 閉会

---

○

教育民生常任委員会委員長 熊坂伸子